

## 長浜市認知症とともに生きるまち推進会議開催要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第6号）及び長浜市認知症とともに生きる基本条例（令和7年長浜市条例第4号）の基本理念に基づき、認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、長浜市における認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、「長浜市認知症とともに生きるまち推進会議」（以下「会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めることを目的とする。

なお、会議は、認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねるものとする。

### (意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市認知症施策推進計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 認知症のある人及びその家族等への支援体制の整備に関すること。
- (3) 認知症に関する普及啓発及び地域づくりに関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連携及び協力に関すること。
- (5) その他認知症施策の推進に必要な事項に関すること。
- (6) 認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の評価に関すること。
- (7) その他認知症初期集中支援チームの活動について必要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条 市長は、別表に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。この場合において、構成員の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- 2 別表に掲げる構成員のうち(1)より選出される者は、認知症専門医又は認知症サポート医で、認知症に関しての専門的知識又は経験のある者とする。
- 3 構成員の任期は2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は再任されることができる。

### (運営)

第4条 会議の構成員は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (守秘義務)

第5条 会議の構成員および会議に出席した者は、会議において知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(謝礼)

第6条 会議へ参加する構成員には、市の予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 長浜市認知症関係者連絡会議開催要領(令和5年4月1日施行)は、廃止する。

別表 (第3条関係)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 湖北医師会の推薦を受けた者</li><li>(2) 認知症看護認定看護師等</li><li>(3) 滋賀県作業療法士会の推薦を受けた者</li><li>(4) 長浜市認知症キャラバンメイト連絡協議会の推薦を受けた者</li><li>(5) 認知症のある当事者又はその家族等</li><li>(6) 居宅介護支援事業所主任介護支援専門員で湖北地域介護サービス事業者協議会の推薦を受けた者</li><li>(7) 長浜市生活支援コーディネーター</li><li>(8) その他市長が必要と認める者</li></ul> |
|--|